

大和郡山市子ども・子育て会議
平成 26 年度 第 4 回会議

○開催日時

平成 26 年 11 月 4 日（火）午後 2 時～

○開催場所

大和郡山市役所 2 階 200 会議室

○出席者

委員 8 名

生田委員、乾委員、大倉委員、畑山委員、森田委員、山田委員、吉野委員、米田委員
(敬称略 五十音順)

事務局 6 名

○傍聴人数

2 名

○次第

1 開 会

2 議 題

(1) 量の見込みに対する確保方策について

3 閉 会

○議事

1 開 会

事務局 : ただ今より、平成 26 年度第 4 回大和郡山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、本日の会議資料の確認からさせていただきます。

～配付資料の確認～

事務局 : 本日は管家委員、小橋委員、高田委員、葛本委員がご欠席ということで 8 名の委員の方のご参加となります。過半数以上の方にご出席いただいておりますので、大和郡山市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項に基づきまして、会議が成立する旨をご報告させていただきます。本日もご出席いただいております委員の皆様及び事務局につきましては、

お手元の座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

また本会議は公開で開催させていただいております。傍聴の希望の申し出がございましたら、前回同様会長より皆さまにお諮りいただき、ご承認いただければ傍聴人の入場後、議事を進めていただく予定でございます。これからの議事につきましては、大和郡山市子ども・子育て会議条例第7条第1項に基づきまして、会長のもとで進めさせていただきます。生田会長、よろしくお願いいたします。

生田会長：皆様、こんにちは。早いもので11月に入りました。今年も残り2ヶ月というところで、少しご欠席の委員の方もいらっしゃいますが、皆様お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先週は10月31日がハロウィンということで、うちの保育園でもハロウィンの行事をしまして、子ども達が仮装したり、クッキーを焼いたり、プレゼントを交換したりして、楽しんでいる姿が見られました。ハロウィンというのは日本の行事ではなく、秋の収穫をお祝いして悪霊を追い払うという行事と聞いております。

この会議も1月から始めて、そして今日は量の見込みに対する確保方策ということで、2ヶ月に1回のペースで議論していただいたことが、ようやく実りを迎える時期になってきたのかなと思っております。今後ご議論いただくことも多々あると思いますが、本日も活発なご意見をいただき、議事を進めさせていただくことをお願い申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどもお話がありましたが、本会議は原則公開となっております。議事に入る前ですが、今回傍聴希望者が2名おられるということで、傍聴に関する基準第2条に従いまして皆様の異議がなければ承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

(傍聴者入場)

生田会長：それでは、議題(1)量の見込みに対する確保方策について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それでは「量の見込みに対する確保方策」について説明させていただきます。お配りしております資料をご覧くださいながらの説明となります。こちらの資料は前回までの子ども・子育て会議においてご承認いただきました、27年度から31年度までの5年間の当市の各事業の「量の見込み」に対しての確保方策となっております、事業、年度ごとに数値により確保方策を示しているものです。

では1ページをご覧ください。こちらは新制度における事業の体系図となっております。

子ども・子育て支援給付は、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもの保育について、保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育等の施設を利用した場合に給付の対象となります。給付については、認定こども園、幼稚園、保育所の「施設型給付」と小規模保育、家庭的保育等の「地域型保育給付」に分かれてまいります。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども、子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援法第 59 条で 13 事業定められております。

それでは、各事業についてご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

これからの各事業につきましては、事業の概要、各年度の実績、量の見込み及び確保の考え方、そして実際の量の見込みと確保内容を数値の表で示しております。

①の「各年度の実績」ですが、過去の子ども・子育て会議ですでに示しております実績が記載されております。ただ、平成 25 年度については、前回までの会議では見込みの数字を入れておりましたが、今回すべて実績に置き換えて記載しております。まずひとつ目の事業、「幼児期の学校教育、保育の量の見込みと確保方策」についてですが、事業の概要としては特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ））、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育となっております。

①の各年度の実績については、以前の会議でご説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。ただ 25 年度については、今回実績に置き換えております。続いて②の「量の見込み及び確保の考え方」についてです。

1 号認定、2 号認定、3 号認定（1、2 歳）につきましては、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定しております。

3 号認定（0 歳）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられることから、育児休業取得者等を考慮するため、国から示された値により調整を行った量の見込みが設定されております。

なお、それぞれについて、平成 29 年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定しまして、平成 27 年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成 28 年度は平均的に推移するよう量の見込みを設定しております。

1 号認定については、幼稚園 11 か所、認定こども園 1 か所で実施しており、平成 26 年度の定員が 2,440 人であるため、量の見込みは十分に確保できるものとしております。

2 号認定については、保育所 15 か所、認定こども園 1 か所で実施しており、量の見込みを確保するかたちとなっております。また、平成 28 年度にふたば保育園の定員を増員し、保育ニーズの更なる増大に対応していく予定です。

3号認定については、保育所15か所で実施しますが、0歳児、1、2歳児ともに平成27年度は量の見込みいわゆる需要に対し、確保内容いわゆる供給量が不足しております。それに対しては、平成28年度にふたば保育園の定員を増員し、ニーズに対する不足の解消を行う予定です。

なお、平成28年度のふたば保育園の定員増加の予定ですが、3号の1、2歳児で13名、3号の0歳児で6名の増員となる見込みです。

続きまして、4ページをご覧ください。

ここからは、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」となります。

(1) 延長保育事業からご説明させていただきます。

事業の概要ですが、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。①については、過去の実績となっております。

②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、延長保育事業については、ニーズ量から導かれる保護者の希望利用時間帯や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定しております。なお、平成31年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度からは現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成30年度までは平均的に推移するよう量の見込みを設定しております。

延長保育事業については15か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものと考えておりますので、各年度の不足はございません。

今後も、さらなる需要に対して供給可能な体制を維持していきたいと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）です。

事業の概要ですが、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。①については、各年度の実績となっております。

6ページの②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、放課後児童クラブについては、ニーズ量が現時点で保育所を利用していない就学前児童の利用意向を反映しているため、低学年、高学年ともに実際の利用状況よりかなり大きな数値になっているため、小学生対象調査結果からの推計値を量の見込みとして算出しております。これは前回までにお示ししたとおりです。

各小学校で実施することになりますが、量の見込みを上回る定員の拡大によって、高学年児童の需要にも対応できるよう体制を整備していくことを考えております。大規模学童保育所については、児童数の推移を見ながら、各運営委員会との協議を進め、分割整備事業等各学童保育所の状況に応じた対応策を実施していきます。学童については、保護者による運営委員会によって運営していただいております。地域の実情に応じた運営の充実に努めるとともに、研修等を実施し指導員の資質の向上

を図っていきたいと考えております。

見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしておりますので、各年度の不足はございません。

それでは、7ページをご覧ください。

(3) 子育て短期支援事業です。

事業概要ですが、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったお子さんについて、児童養護施設等に入所していただき、必要な保護を行う事業、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）です。また、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）もございます。①については、過去の実績となっております。

②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、子育て短期支援事業については、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定しています。なお、平成31年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成30年度までは平均的に推移するよう量の見込みを設定しております。

子育て短期支援事業については、市外6か所で実施しており、天理市、生駒市、桜井市、斑鳩町の中で合計6か所となっております。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしており、各年度の不足はございません。

こちらも今後、さらなる需要拡大に対しても供給可能な体制を維持していきたいと考えております。

続きまして、8ページをご覧ください。

(4) 地域子育て支援拠点事業です。

事業の概要ですが、地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。①については、各年度の実績となっております。

②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、地域子育て支援拠点事業については、ニーズ量から導かれる希望利用日数や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定しています。こちらも平成31年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成30年度までは平均的に推移するよう量の見込みを設定しております。

地域子育て支援拠点事業は、ひろば型4か所がありまして、親子たんとんの三の丸、片桐、筒井、郡高の4か所となっております。センター型は、ふたば保育園の1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしておりますので、各年度の不足はゼロとさせていただいております。

次に9ページをご覧ください。

(5) 一時預かり事業です。

事業の概要ですが、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支

援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業となっております。①については、各年度の実績となります。

②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、一時預かり事業の幼稚園在園者（1号認定）については、ニーズ量が現時点で幼稚園及び認定こども園を利用していない就学前児童の利用意向も反映しているため、実際の利用状況よりかなり大きな数値となっております。また、幼稚園在園者（2号認定）についても、幼稚園に預けながら長時間就労を想定している人すべてが利用対象者となっているため、実際の利用状況より大きな数値となっております。さらに、上記以外については、平成23年度以降は実際の利用がないものの、ニーズ量は大きくなっているといった結果が出ています。

幼稚園在園者（1号、2号認定）については、それぞれ算出されたニーズ量を量の見込みとして設定しております。

上記以外については実際の利用状況が少ないことから、0～2歳のニーズ量のうち、利用希望日数が多い人は、保育所を利用できるものとして量の見込みを設定しております。こちらも平成31年度までに平均的に量の見込みを推移しております。幼稚園在園者（1号、2号認定）につきましては、すべての幼稚園で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は、十分に確保できるものとしております。

上記以外の一時預かり事業は、平成27年度から29年度までは▲3,433、▲260、▲38ということで量の見込みに対し、確保内容が不足しておりますが、今後、ファミリー・サポート・センター以外に、平成27年度からは郡山東保育園、平成28年度からはふたば保育園で実施する予定となっておりますので、平成30年度までにはニーズに対する不足を解消する予定です。

続きまして、11ページをご覧ください。

（6）病児病後児保育事業です。

こちらの事業の概要ですが、病児病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業でございます。

①各年度の実績ですが、現時点では市内に病児病後児を保育する事業はありません。

②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、市内に提供事業所がないことから、整備の方向性を検討し、提供体制を確保していきたいと考えております。量の見込みについては、ニーズ量をみると、平成27年度の利用率が、児童一人あたりの70.1%と県内他市町村の利用状況よりかなり大きな数値が算出されているため、国の実態調査結果の利用児童割合から算出された推計値を見込んでおります。

病児病後児保育事業については現在市内に提供事業所がありませんが、郡山東保育園で病後児を対象に年900人日の確保をめざした整備をしているところです。それが完成すれば、27年度からはニーズに対して確保できるものと考えております。

次に12ページをご覧ください。

（7）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）については、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預か

り等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

①については、各年度の実績となっております。

②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）については、実際の利用状況が減少傾向にある中で、ニーズ量が大きく算出されているため、事業の利用実績データを踏まえたニーズ量で調整し、算出された推計値を量の見込みとして設定しています。

こちらは、市内1か所で実施しております。また、依頼内容の複雑化に対応するため、援助会員のスキルアップや、新たな子育て支援ボランティアの育成を図り、ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の子育て力の充実に推進します。今後もさらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していくことを予定しております。

13 ページは（8）利用者支援事業となっております。

事業概要としては、子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を図っていくというものです。

こちらは新事業になりまして、子育てに関する相談全般に柔軟に対応できるよう、こども福祉課を総合相談窓口として、機能や体制を強化したいと考えております。

14 ページをご覧ください。

（9）乳児家庭全戸訪問事業で、こちらは保健センターで行っているものになります。

事業概要ですが、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①については、各年度の実績となっております。

②「量の見込み及び確保の考え方」ですが、生後4ヶ月までの赤ちゃんに対して、各地区担当保健師や奈良県助産師会の助産師が訪問し、育児不安の早期発見につなげ、母子の育児相談を行っております。実施体制として17名で実施しておりまして、対象者宅へ訪問し、お子さんの身体測定等を行ったり、お話を伺ったりしています。量の見込みに対して、すべて実施することとなっております。今年度から主任児童委員にも同行していただいております。

それでは、15 ページをご覧ください。

（10）養育訪問支援事業で、こちらにも保健センターの事業となります。

事業概要ですが、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に

関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

①については、各年度の実績となっております。

②量の見込み及び確保の考え方ですが、養育訪問支援事業については、支援が必要な子どもや家庭に対して適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。保健センターが助産師会に委託し、4人体制で実施していただくこととなっております。こちら量の見込みに対し、全件実施するといったかたちになります。

それでは、最後に16ページをご覧ください。

(11) 妊産婦健診で、こちら保健センターの事業となります。

事業の概要ですが、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

②については、各年度の実績となっております。

②量の見込み及び確保の考え方ですが、妊婦健診については、妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の受診をめざして実施体制を整え事業内容を周知していきます。県医師会に委託しており、各医療機関での実施となります。基本的な健康診査として問診、診察、計測等があります。

必要に応じた医学的検査としては、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等があり、実施場所は各医療機関となっております。実施時期としては、妊娠初期より妊娠23週までが4週間に1回、妊娠24週より妊娠35週までが2週間に1回、妊娠36週以降分娩までが1週間に1回となります。妊婦の健康診査の補助券を14回分で合計95000円分発行させていただいております。

以上で説明を終わります。長い時間ありがとうございました。

生田会長：事務局より説明がありましたが、何かご質問等あればお願いします。

山田委員：全般的に量の見込みについては31年までクリアできるということですか。

事務局：はい、そうです。

山田委員：3ページもふたば保育園の定員増でほぼ可能ですので、それ以外に新たに特別な方策がなくても31年まではクリアできるということですね。

事務局：そうなります。

生田会長：今後実績と照らし合わせて推移を見守ってというのかたちでよろしいですか。今27年度以降の確保方策が出ているのですが、これから進んでいくと27年度の実績、28年

度の実績も出てくると思います。その実績に対して、またこのような場で検証し、見直しをしていくということですか。

事務局：そうです。次年度以降についても、子ども子育て会議においてそのような内容の検討を行っていただく予定であります。

吉野委員：延長保育の時間等は大丈夫なのですか。

事務局：保育園によって延長時間帯は違うのですが、18時半から19時まで、18時から19時までが多いと思います。

吉野委員：夜の8時や9時といった需要はないのですか。

事務局：一番長い保育園で夜8時までとなっていますが、そのようなお声はあまりないようです。

畑山委員：病児、病後児保育について、27年度から郡山東保育園で実施ということですが、これは郡山東保育園に通っている子どもが対象ですか。他の保育園等に通っている子どもも可能ですか。

事務局：はい、可能です。

大倉委員：いつ病気の子どもがくるか分からないと思いますが、郡山東保育園に常に看護師がおられるということですか。

事務局：そうです。常に配置することとなっております。

事務局：ちなみに郡山東保育園で実施するのは、病後児保育になります。

生田会長：病児と病後児の説明をお願いします。

事務局：病児はまさに今病気を発症しているお子さんで、病後児は、病気はよくなってきているがまだ一般の保育園に通えない回復期のお子さんです。

生田会長：どちらも看護師がいけないということですね。

事務局：はい、そうです。

吉野委員：お医者さんの回復期ですという診断許可がとても難しいと思いますが。

事務局：はじめての事業となりますので、これからどんな書類が必要になってくるのか等については、検討していく予定です。

生田会長：他市町村でもされている制度ですので、その辺りは大丈夫かなと思います。
量の見込みの部分で他にご質問はありませんか。それでは、ご意見も出尽くしたようですので、事務局案を承認するというかたちでよろしいですか。よろしい方は挙手をお願いします。

【承認】

生田会長：それでは全会一致ということで、承認とさせていただきます。ありがとうございました。また会議終了後でもお気づきの点がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。それでは、すべての議事が終了しましたので、事務局へお返しします。

事務局：本日も慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日もご審議いただきました内容につきましては、後日、市のホームページに掲載させていただく予定です。
今後の子ども・子育て会議ですが、1月の開催を予定しております。次回は今回ご審議いただいた確保方策等を含めました素案をお示しできるかと思っております。開催日程が決まり次第、文書でお知らせさせていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

以上